

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年11月17日（令和4年（行情）諮問第636号及び同第637号）

答申日：令和5年11月2日（令和5年度（行情）答申第415号及び同第416号）

事件名：「作戦基盤分析モデルの調査研究 調査研究報告書」の一部開示決定に関する件  
「作戦基盤分析モデルの調査研究 調査研究報告書」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定（以下、併せて「原処分」という。）については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成28年12月2日付け防官文第20270号及び同第20271号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDF形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていな

ければ、改めてその特定を求めるものである。

- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されていない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、情報公開法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

- (6) ファイル数の特定に誤りがあると思われる。

本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定されたファイル数より少ない可能性があるため、改めて特定すべきである。

- (7) 文書の特定が不十分である。

（原処分1についての主張）

特定された電磁的記録\*\*ファイルがそれぞれどの文書を構成しているのか（言い換えると特定文書が何ファイルで構成されているか）、また各文書の枚数を開示決定通知書は明らかにしていないので、希望する文書の複写の交付を申請することができない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分1について

##### (1) 経緯

本件開示請求は、「「作戦基盤分析モデルの調査研究」。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「作戦基盤分析モデルの調査研究 調査

研究報告書」を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年5月2日付け防官文第9251号により、「作戦基盤分析モデルの調査研究 調査研究報告書」の表紙について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、同年12月2日付け防官文第20270号により、「作戦基盤分析モデルの調査研究 調査研究報告書」の表紙を除く部分（本件対象文書1）について、法5条2号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った。

本件審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### (2) 法5条該当性について

原処分1において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条2号及び3号に該当する部分を不開示とした。

#### (3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書1の電磁的記録はPDFファイル形式並びにPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及び表計算ソフトのいずれかのファイル形式において作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書1と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書1の一部が同条2号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたのであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる」として、改めて特定するよう求めるが、原処分1において特定した電磁的記録が全てである。

カ 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、特定文書が何ファイルで構成されまた各文書の枚数を開示決定通知書で明らかにするよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該内容を明示することはしていない。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

## 2 原処分2について

### (1) 経緯

本件開示請求は、「作成基盤分析モデルの調査研究」（開示対象文書は2016.3.10一本本B1912と同じ）。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「作戦基盤分析モデルの調査研究 調査研究報告書」（本件対象文書2）を特定し、平成28年12月2日付け防官文第20271号により、法5条2号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

その余は上記1(1)と同旨（なお、「原処分1」を「原処分2」、  
「約5年9か月」を「約5年10か月」に改める。）

### (2) 法5条該当性について

上記1(2)と同旨

### (3) 審査請求人の主張について

ア 上記1(3)アと同旨

イ 上記1(3)イと同旨

ウ 上記1(3)ウと同旨（なお、「特定されたPDFファイルが（略）」を「複写の交付が（略）」に改める。）

エ 上記1(3)エと同旨

オ 上記1(3)オと同旨

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年11月17日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第636号及び同第637号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年12月2日 審議（同上）
- ④ 令和5年3月23日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年7月7日 審議（同上）
- ⑥ 同月9月8日 審議（同上）
- ⑦ 同月10月27日 令和4年（行情）諮問第636号及び同第637号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号及び3号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 諮問庁は、本件請求文書に該当する文書は、「作戦基盤分析モデルの調査研究」（以下「調査研究」という。）に係る文書であると解し、当該調査研究に基づき、特定法人が実施した所要の調査研究の結果を示した報告書を本件対象文書として特定した。

イ 本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるが、原処分2の開示請求文言にいう「2016.3.10—本本B1912」とは、原処分1に係る開示請求受付番号であることから、原処分2の開示請求については、原処分1において特定した文書（本件対象文書1）と同一の文書の開示を求めるものと解し、原処分1に係る先行開示決定で特定した文書の表紙を含む本件対象文書2を特定した。

ウ 本件各審査請求を受け、改めて本件対象文書を確認したが、本件対象文書2は、原処分1において特定された文書（本件対象文書1）と同一文書であり、本件対象文書の特定に誤りはない。

エ 本件各開示請求を受けた際と同様に、関係部署の執務室内、書棚、書庫及び共有フォルダ内の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 当審査会において諮問書に添付された原処分1に係る開示請求書を確認したところ、原処分2の開示請求文言にある開示請求受付番号が記載されており、上記(1)アで諮問庁が説明するとおりの表記となっていることが認められる。

(3) そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえ、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、本件不開示部分及びその不開示理由について、上記第3の1(2)及び2(2)並びに別表のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 通番(別表記載の通番を指す。以下同じ。)1, 通番3, 通番10, 通番12, 通番14ないし通番18, 通番20, 通番22, 通番24, 通番25及び通番27ないし通番29について

標記不開示部分には、特定企業が当該調査研究に基づき実施した、日本国内の空港及び港湾に関する調査における調査要領や離着陸可能な航空機の判断基準等、作戦基盤持久力に関するデータの調査における各国の原油等に係る評価結果等の具体的かつ詳細な情報及び日本国内の空港及び港湾に関する情報並びに調査研究に係る参考資料及び文献の名称等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分のうち、別紙の3(1)ないし(87)に掲げる部分を除く部分は、当該企業保有のノウハウ等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術等が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3(1)ないし(87)に掲げる部分は、原処分において既に開示されている部分と同旨、又は容易に推測できる内容が記載されていることから、当該不開示部分を公にしたとしても、当該企業の技術等が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、当該不開示部分は、法5条

2号イに該当せず、開示すべきである。

(2) 通番2，通番4（図2-1），通番7，通番11，通番13，通番23及び通番26について

標記不開示部分には、特定企業が当該調査研究に基づき実施した、日本国内の空港及び港湾に関する調査における離着陸可能な航空機及び入港等可能な艦船の判断基準、並びに各国の貿易依存度及び人的資源に関する評価結果等に関する具体的かつ詳細な情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分のうち、別紙の3（88）及び（89）に掲げる部分を除く部分は、当該企業保有のノウハウ等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術等が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3（88）及び（89）に掲げる部分は、原処分において既に開示されている部分と同旨、又は容易に推測できる内容が記載されていることから、当該不開示部分を公にしたとしても、当該企業の技術等が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。さらに、自衛隊の情報関心対象が推察され、訓練、任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められないことから、当該不開示部分は、法5条2号イ及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 通番4（表2-2）及び通番8（表2-5）について

標記不開示部分には、特定企業が当該調査研究に基づき実施した、日本国内の空港及び港湾に関する調査における対象航空機及び対象艦船の各種諸元が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品等の質的能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があるとして認められるので、法5条3号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 通番5及び通番9について

標記不開示部分には、特定企業が当該調査研究に基づき実施した、日本国内の空港及び港湾に関する調査における離着陸等可能な空港の抽出結果等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、当該企業保有のノウハウ等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術等が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 通番6及び通番8（表2-6）について

標記不開示部分には、特定企業が当該調査研究に基づき実施した、日本国内の港湾に関する調査における入港等の可能な艦船の判断基準及び具体的かつ詳細な評価結果等が記載されていると認められる。

ア これを検討するに、当該不開示部分のうち、別紙の3（90）及び（91）に掲げる部分を除く部分は、当該企業保有のノウハウ等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術等が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ しかしながら、別紙の3（90）及び（91）に掲げる部分は、原処分において既に開示されている部分と同旨、又は容易に推測できる内容が記載されていることから、当該不開示部分を公にしたとしても、当該企業の技術等が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。さらに、自衛隊の情報関心対象及び機動展開能力の現状が推察され、訓練、任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められないことから、当該不開示部分は、法5条2号イ及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(6) 通番19及び通番21について

標記不開示部分には、特定法人が収集・調査等した日本国内の滑走路及び係留施設等に関する情報が記載されていると認められる。

ア これを検討するに、当該不開示部分のうち、別紙の3（92）ないし（95）に掲げる部分を除く部分は、上記（3）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ しかしながら、別紙の3（92）ないし（95）に掲げる部分は、当該不開示部分を公にしたとしても、自衛隊の装備品等の質的能力、又は情報関心対象及び機動展開能力の現状が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及



ばし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、当該企業の技術等が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるとも認められないことから、当該不開示部分は、法5条2号イ及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、各審査請求から諮問までに約5年9か月及び約5年10か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条2号イ及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1 (諮問第636号)  
「作戦基盤分析モデルの調査研究」。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。
- (2) 本件請求文書2 (諮問第637号)  
「作成基盤分析モデルの調査研究」(開示対象文書は2016.3.10一本本B1912と同じ)。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

### 2 本件対象文書

- (1) 本件対象文書1 (諮問第636号)  
作戦基盤分析モデルの調査研究 調査研究報告書(表紙を除く)
- (2) 本件対象文書2 (諮問第637号)  
作戦基盤分析モデルの調査研究 調査研究報告書

### 3 開示すべき部分

- (1) 5頁の下から1行目の不開示部分全て
- (2) 6頁の上から2つ目の不開示部分の上から1行目の後ろから1文字目ないし23文字目の不開示部分並びに上から2行目及び3行目の不開示部分全て
- (3) 15頁の下から9行目の前から1文字目ないし7文字目及び後ろから1文字目及び2文字目の不開示部分、下から8行の前から1文字目ないし24文字目の不開示部分並びに下から3行目の不開示部分全て
- (4) 18頁の上から2行目及び3行目の不開示部分全て及び下から2行目の不開示部分全て
- (5) 19頁の上から3つ目の不開示部分の下から1行目の前から1文字目ないし4文字目の不開示部分並びに20頁の下から6行目の後ろから1文字目ないし3文字目を除く不開示部分全て
- (6) 22頁の下から7行目の前から1文字目ないし8文字目及び後ろから1文字目の不開示部分並びに下から6行目の前から1文字目ないし25文字目の不開示部分
- (7) 26頁の上から10行目の後ろから1文字目ないし12文字目の不開示部分及び上から11行目の不開示部分全て
- (8) 28頁の下から6行目の前から1文字目ないし8文字目及び後ろから1文字目並びに下から5行目の前から1文字目ないし25文字目の不開示部分
- (9) 32頁の下から16行目の前から1文字目ないし5文字目の不開示部分

- (10) 35頁の上から7行目ないし10行目及び14行目ないし16行目の不開示部分全て
- (11) 42頁の下から3行目の前から1文字目ないし20文字目の不開示部分
- (12) 46頁の上から9行目の不開示部分全て及び下から6行目の前から1文字目ないし22文字目の不開示部分
- (13) 47頁, 49頁及び51頁の下から1行目及び2行目の不開示部分全て, 65頁の下から4行目の不開示部分全て
- (14) 67頁の上から2つ目の不開示部分の上から2行目の前から1文字目ないし12文字目を除く不開示部分全て及び上から3行目の不開示部分全て
- (15) 68頁の下から1行目及び2行目の不開示部分全て
- (16) 69頁の上から9行目ないし11行目の不開示部分全て及び上から13行目の後ろから1文字目ないし4文字目の不開示部分並びに上から14行目の不開示部分全て
- (17) 70頁の上から6行目及び7行目の不開示部分全て
- (18) 72頁の上から15行目の前から1文字目ないし4文字目の不開示部分
- (19) 73頁の上から1行目の前から1文字目ないし4文字目の不開示部分, 上から8行目の前から1文字目ないし4文字目の不開示部分
- (20) 74頁の下から14行目の前から1文字目ないし4文字目の不開示部分及び下から1行目の不開示部分全て
- (21) 75頁の上から2つ目の不開示部分の下から1行目の不開示部分全て
- (22) 76頁の上から6行目の不開示部分全て及び上から3つ目の不開示部分の下から1行目の不開示部分全て
- (23) 77頁の上から2つ目の不開示部分の上から4行目の前から1文字目ないし5文字目の不開示部分
- (24) 78頁の上から4行目の前から1文字目ないし5文字目の不開示部分
- (25) 79頁の上から1行目及び下から1行目の前から1文字目ないし5文字目の不開示部分
- (26) 80頁の上から8行目及び下から1行目の前から1文字目ないし5文字目の不開示部分
- (27) 81頁の上から6行目及び下から1行目の前から1文字目ないし5文字目の不開示部分
- (28) 82頁の上から7行目の前から1文字目ないし5文字目の不開示部分及び下から1行目の不開示部分全て
- (29) 84頁ないし86頁の下から1行目の前から1文字目ないし5文字目の不開示部分

- (30) 別冊2-2の下から1行目の左から1文字目ないし12文字目, 下から2行目及び3行目を除く不開示部分全て
- (31) 別冊2-3の不開示部分全て
- (32) 別冊2-4の不開示部分全て
- (33) 別冊2-5の不開示部分全て
- (34) 別冊2-6の上から5行目の不開示部分全て
- (35) 別冊2-7の上から6行目の不開示部分全て
- (36) 別冊2-8の枠内の上から1行目及び3行目の不開示部分全て
- (37) 別冊2-9の上から7行目の不開示部分全て
- (38) 別冊2-11の上から2行目の不開示部分全て
- (39) 別冊2別紙1の1枚目及び2枚目の表中の右から2列目及び3列目の全てを除く不開示部分全て
- (40) 別冊2別紙1の2枚目の表外の下から4行目の不開示部分
- (41) 別冊2別紙3の1枚目ないし7枚目の表中の右から1列目ないし3列目, 左から1列目ないし9列目及び12列目の不開示部分全て並びに左から10列目及び11列目の上から1欄目の不開示部分
- (42) 別冊2別紙3の7枚目の表外の下から4行目及び5行目の不開示部分全て
- (43) 別冊3-2の上から3行目及び4行目の不開示部分全て及び上から8行目の左から2つ目の不開示部分全て
- (44) 別冊3-3の上から3行目及び4行目の不開示部分全て及び上から7行目の左から1つ目の不開示部分全て
- (45) 別冊3-4の上から3行目及び4行目の不開示部分全て及び上から7行目の左から2つ目の不開示部分全て
- (46) 別冊3-11の上から3行目ないし5行目の不開示部分全て
- (47) 別冊3-13の上から9行目の不開示部分全て
- (48) 別冊3-15の上から3行目の不開示部分全て及び上から5行目の前から1文字目及び2文字目を除く不開示部分全て
- (49) 別冊3-16及び別冊3-17の上から3行目の前から1文字目及び2文字目を除く不開示部分全て
- (50) 別冊3-21の上から5行目の不開示部分全て
- (51) 別冊3-24の上から6行目の不開示部分全て
- (52) 別冊3-25の上から3行目ないし5行目の不開示部分全て
- (53) 別冊3-26の上から6行目の不開示部分全て
- (54) 別冊3-27の上から7行目の不開示部分全て
- (55) 別冊3-28の上から3行目及び4行目の不開示部分全て
- (56) 別冊3-29の上から3行目の不開示部分全て及び上から5行目の前から1文字目及び2文字目を除く不開示部分全て並びに上から9行目の

不開示部分全て

- (57) 別冊3-30の上から3行目の前から1文字目及び2文字目を除く不開示部分全て
- (58) 別冊3-33の上から5行目の不開示部分全て
- (59) 別冊3-36の上から5行目の下線部の不開示部分全て
- (60) 別冊3-37の上から3行目ないし5行目の不開示部分全て
- (61) 別冊3-38の上から3行目及び4行目の不開示部分全て
- (62) 別冊3-39の上から3行目の不開示部分全て及び上から7行目の前から1文字目ないし16文字目の不開示部分
- (63) 別冊3-40の上から3行目及び4行目の不開示部分全て
- (64) 別冊3-41の上から3行目の不開示部分全て及び上から5行目の前から1文字目及び2文字目を除く不開示部分全て
- (65) 別冊3-42の上から3行目の前から1文字目及び2文字目を除く不開示部分全て及び上から4行目の不開示部分全て
- (66) 別冊3-43の上から3行目の前から1文字目及び2文字目を除く不開示部分全て
- (67) 別冊3-46の上から3行目の不開示部分全て
- (68) 別冊3-47の上から3行目ないし5行目の不開示部分全て
- (69) 別冊3-51の上から6行目の不開示部分全て
- (70) 別冊3-53の上から3行目及び6行目の不開示部分全て
- (71) 別冊3-54の上から3行目ないし5行目の不開示部分全て
- (72) 別冊3-55の上から3行目の不開示部分全て
- (73) 別冊3-56の上から3行目及び6行目の不開示部分全て
- (74) 別冊3-58及び別冊3-59の上から6行目の不開示部分全て
- (75) 別冊3-62の上から3行目及び6行目の不開示部分全て
- (76) 別冊3-63の上から6行目の不開示部分全て
- (77) 別冊3-64の上から3行目ないし5行目の不開示部分全て
- (78) 別冊3-65の上から3行目の不開示部分全て
- (79) 別冊3-66ないし別冊3-68の上から6行目の不開示部分全て
- (80) 別冊3-71ないし73の上から6行目の不開示部分全て
- (81) 別冊3-74の上から3行目ないし5行目の不開示部分全て及び別冊3-75の上から3行目の不開示部分全て
- (82) 別冊3-146ないし別冊3-148の上から3行目の不開示部分全て
- (83) 別冊3-149ないし151の上から2行目の不開示部分全て
- (84) 別冊4-11の上から4行目及び5行目の不開示部分全て
- (85) 別冊4-19の上から3行目の下の枠内の不開示部分全て
- (86) 別冊4-23の上から3行目の下の枠内の不開示部分全て

- (87) 別冊4-36の上から4行目, 5行目及び9行目の不開示部分全て
- (88) 1頁の下から6行目の不開示部分全て, 下から5行目の後ろから1文字目ないし3文字目を除く不開示部分全て, 下から3行目の前から1文字目ないし12文字目を除く不開示部分全て並びに下から1行目及び2行目の不開示部分全て
- (89) 6頁の図2-1の枠内の上から1行目の不開示部分全て及び8頁の図2-2の枠内の上から1行目及び3行目の不開示部分全て
- (90) 7頁の下から2行目の前から1文字目ないし10文字目を除く不開示部分全て及び下から1行目の不開示部分全て
- (91) 8頁の下から3行目の後ろから1文字目ないし11文字目の不開示部分並びに下から1行目及び2行目の不開示部分全て
- (92) 別冊2別紙2の1枚目及び2枚目の表中の左から1列目ないし4列目の不開示部分全て, 右から1列目の上から1欄目の不開示部分, 左から5列目の上から1欄目の不開示部分
- (93) 別冊2別紙2の2枚目の表外の下から4行目及び8行目の不開示部分
- (94) 別冊2別紙4の1枚目ないし79枚目の表中の左から1列目ないし5列目の不開示部分全て, 右から1列目の上から1欄目及び右から3列目の上から1欄目の不開示部分
- (95) 別冊2別紙4の79枚目の表外の下から4行目の不開示部分

別表（不開示とした部分及びその理由）

下記アないしウの不開示理由は、原処分に対応するものであり、下記表の「不開示とした理由」のアないしウの内容である。

なお、通番15中の別冊2-8ないし別冊2-10の不開示部分につき、原処分が「艦船の強化」とするのは「艦船の評価」の明白な誤記と認める。

（不開示理由）

ア 本調査研究役務を実施した法人の企業努力により案出され、その競争上の地位を保つことのできる調査・研究のノウハウに関する内容であり、これを公にすることにより、これらの情報が同業他社に取得され、当該法人の競争力を低下させるおそれがあるなど、当該法人が行う企業活動に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。（法5条2号）

イ 防衛省・自衛隊の調査・研究対象に関する内容であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心対象が推察され、訓練、任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、不開示とした。（法5条3号）

ウ 自衛隊の艦船、航空機等が利用可能な空港、港湾に関する内容であり、これを公にすることにより、自衛隊の機動展開能力の現状が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから不開示とした。（法5条3号）

1 調査研究報告書

通番	頁	不開示とした部分	不開示とした理由
1	図表目次	図表目次のうち以下の図表の名称 図3-8, 図3-24, 図4-8, 図4-9, 図4-11ないし図4-13, 図4-16ないし図4-18, 表4-4, 表4-5, 表4-10ないし表4-15	ア
2	1頁	(2) 作戦基盤の持久力に関するデータの調査研究の一部	ア及びイ
3	5頁ないし7頁	(2) 離着陸可能な航空機の評価の一部	ア
4	6頁	図2-1, 表2-2の内容の全て	ア及びイ

5	7 頁	表 2-3 の内容の全て	ア及びウ
6	7 頁ないし 9 頁	(2) 入港又は接岸可能な艦船の評価の一部	アないしウ
7	8 頁	図 2-2 及び図 2-3 の内容の全て	ア及びイ
8	9 頁	表 2-5 及び表 2-6 の内容の全て	アないしウ
9	10 頁	2.3 既存モデルへの反映に関する考察の内容の全て	ア及びウ
10	13 頁	図 3-1 の内容の全て	ア
	14 頁	3.1.1 調査の流れと評価要領の一部	
	15 頁ないし 21 頁	3.1.2 評価結果 (1) 日本における持続可能性の評価の一部	
		図 3-2 ないし図 3-7, 図 3-9 及び図 3-10 の内容全て	
		図 3-8 の全て	
	22 頁ないし 27 頁	(2) 米国における持続可能性の評価の一部	
		図 3-11 ないし図 3-17 の内容の全て	
	28 頁ないし 34 頁	(3) 中国における持続可能性の評価の一部	
		図 3-18 ないし図 3-23 の内容の全て	
		図 3-24 の全て	
35 頁及び 36 頁	3.2.1 調査の流れと評価要領の一部		
	図 3-25 の内容の全て		
37 頁ないし 39 頁	3.2.2 評価結果 (1) 日本における持続可能性の評価の一部		
	図 3-26, 図 3-27 及び図 3-28 の内容の全て		
40 頁ないし 42 頁	(2) 米国における持続可能性の評価の一部		



		図3-29ないし図3-33の内容の全て	
	43頁ないし46頁	(3) 中国における持続可能性の評価の一部 図3-34ないし図3-40の内容の全て	
	47頁及び48頁	3.3.2 評価結果 (1) 日本における貿易依存度の調査の一部 図3-41ないし図3-43の内容の全て	
	49頁及び50頁	(2) 米国における貿易依存度の調査の一部 図3-44ないし図3-46の内容の全て	
	51頁及び52頁	(3) 中国における貿易依存度の調査の一部 図3-47ないし図3-49の内容の全て	
11	53頁	(4) 貿易依存度に関する総合評価の一部 図3-50の内容の全て インデックスの一部	ア及びイ
12	54頁及び55頁	3.4.2 評価結果の一部	ア
13	56頁及び57頁	3.5.2 評価結果 (1) 各国の人的資源の調査の一部 図3-51及び図3-52の内容の全て 表3-1の一部 インデックスの一部	ア及びイ
14	58頁	(2) 日本における人的資源の評価の一部 図3-53及び図3-54の内容の全て	ア
	59頁	(3) 米国における人的資源の評価の一部	

		図3-55及び図3-56の内容全て	
	60頁	(4) 中国における人的資源の評価の一部 図3-57及び図3-58の内容の全て	
	61頁ないし64頁	3.6 軍事への影響に関する評価の一部 図3-59ないし図3-61の内容の全て	
	65頁ないし71頁	4.1 供給網管理に関する手法の調査の一部 図4-2, 表4-1, 図4-3, 表4-2, 図4-4ないし図4-6, 表4-3及び図4-7の内容の全て	
	72頁ないし79頁	4.2 流通業, 輸送業等における供給網管理に関する手法の実態調査の一部 表4-4, 図4-8, 表4-5, 図4-9, 表4-10ないし表4-12及び図4-11の全て 表4-6ないし表4-10の内容の全て	
	80頁ないし82頁	4.3 民間における供給網管理のシュミレーションに関する調査の一部 表4-13, 図4-12, 表4-14, 図4-13, 表4-15及び図4-14の全て	
	83頁ないし86頁	4.4 将来モデルの検討の一部 図4-15の内容の全て 図4-16ないし図4-18の全て	
15	89頁ないし93	参考資料及び文献一覧の一部	ア

	頁		
--	---	--	--

## 2 別冊2（日本国内の空港及び港湾に関する調査）

通番	頁	不開示とした部分	不開示とした理由
16	別冊2-2及び別冊2-3	2.1 空港に関する調査の内容の全て	ア
	別冊2-4及び別冊2-5	2.2 港湾に関する調査の内容の全て	
	別冊2-6及び別冊2-7	2.3 離着陸可能な航空機の評価の一部	
	別冊2-8ないし別冊2-10	2.4 入港又は接岸可能な艦船の評価の一部	
17	別冊2-11	参考資料及び文献一覧表の一部	ア
18	別冊2別紙1	空港関連情報の内容の全て	ア
19	別冊2別紙2	滑走路情報の内容の全て	アないしウ
20	別冊2別紙3	港湾関連情報の内容の全て	ア
21	別冊2別紙4	係留施設等情報の内容の全て	アないしウ

## 3 別冊3（作戦基盤の持久力に関するデータの調査研究）

通番	頁	不開示とした部分	不開示とした理由
22	別冊3-2から別冊3-45	3.1 原油に関する評価の一部	ア
		インデックスの一部	
	別冊3-46ないし別冊3-75	3.2 主食に関する評価の一部	
23	別冊3-76ないし別冊3-106	3.3 貿易依存度に関する評価の一部	ア及びイ
		インデックスの一部	
	別冊3-107ないし別冊3-130	3.4 装備品の供給態勢に関する評価の一部	
		インデックスの一部	
別冊3-131ないし別冊3-145	3.5 現在及び将来の人的資源に関する評価の一部		
	インデックスの一部		

24	別冊3-146ないし別冊3-148	3.6 軍事への影響に関する評価の一部	ア
25	別冊3-149ないし別冊3-151	参考資料及び文献一覧表の一部	ア
26	別冊3別紙	装備品等の輸出状況の内容の全て	ア及びイ

#### 4 別冊4 (サプライチェーン・マネジメント等の手法の調査研究)

通番	頁	不開示とした部分	不開示とした理由
27	別冊4-2ないし別冊4-26	4.1 供給網管理に関する手法の調査の一部	ア
	別冊4-27ないし別冊4-35	4.2 流通業, 輸送業等における供給網管理に関する手法の実態調査: 流通業の一部	
	別冊4-36ないし別冊4-38	4.2 流通業, 輸送業等における供給網管理に関する手法の実態調査: 輸送業の一部	
	別冊4-39ないし別冊4-42	4.2 流通業, 輸送業等における供給網管理に関する手法の実態調査: 物流BCPの一部	
	別冊4-43及び別冊4-44	4.2 流通業, 輸送業等における供給網管理に関する手法の実態調査の一部	
	別冊4-45ないし別冊4-68	4.3 民間における供給網管理のシュミレーションに関する調査の一部	
	別冊4-69ないし別冊4-72	4.4 将来モデルの検討の内容の全て	
28	別冊4-73ないし別冊4-75	参考資料及び文献一覧表の一部	ア
29	別冊4別紙	サプライチェーン・マネジメント等に適用される管理手法(SCM手法)の内容の全て	ア